

Subject: 【事務連絡】第9回土木・建築・労働委員会における意見交換会回答の送付について  
From: 社団法人島根県建設業協会 <kenkyo@shimakenkyo.or.jp>  
Date: 2016/03/31 15:07  
To: 一般社団法人島根県建設業協会 <kenkyo@shimakenkyo.or.jp>

土木委員 様  
建築委員 様  
労働委員 様  
地区協会事務局長 様

いつもお世話になっております。  
先日開催しました第9回土木・建築・労働委員会における意見交換会の回答について、  
下記のファイルを別添のとおり送付いたします。

第9回土木委員会 議題回答.docx  
第9回建築委員会 議題回答.docx  
第9回労働委員会 議題回答.docx

なお、委員会回答につきましては、会員外等外部への発信等取扱いにご留意くださいますようお願いいたします。

一般社団法人島根県建設業協会  
専務理事 玉串 昭  
(送信者：上田)

—添付ファイル: \_\_\_\_\_

第9回土木委員会 議題回答.docx  
第9回建築委員会 議題回答.docx  
第9回労働委員会 議題回答.docx

( 全 28 ページ )

1.地域を守る建設業者存続のために

「地域とともに、地域のために」真面目に努力する優良な企業が生き残れるための

①入札契約制度へ移行②不良不適格業者の排除。

- ①担い手3法の周知・徹底
- ②計画的な発注(平準化等)
- ③適正な工期設定(週休2日制反映等)
- ④適正価格による受注の確保(低入札調査基準価格の更なる引き上げ等)
- ⑤過当競争の排除(ペナルティの強化等)
- ⑥最低制限価格制度の拡大(1億→2億)
- ⑦歩切の根絶
- ⑧適正な地域要件の設定(地元業者への優先発注等)

1、土木一式工事と法面処理工事の取扱いについて 安来

【公共事業調整S】

モルタル吹付工と擁壁工や水路工等が混在している場合であっても、吹き付け工事の施工割合が高ければ法面処理工事として発注される場合があります。

建設工事の種別の基本的な考え方として、「土木一式工事」は他の26業種の「専門工事」とは異なり、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事とされています。

こうした考え方から、前述の場合であれば個別の「専門工事」に該当しないことから「土木一式工事」として取扱っていただくようお願いいたします。

【回答】

法面工事であっても小規模な擁壁工や水路工を含んで発注することはあります。今後も、個別の工事内容を建設業法に照らし、適切な工事種別により発注するよう努めて参ります。

2、小規模工事の単価について 雲南 【土木設計基準G】

小規模工事の単価について(舗装・区画線など)は積算基準に従って設計してありますが、実際には一式(最低保障実費)で取引しているのが現状です。

小規模工事においては積算単価と現状経費の違いが大きいため、一定規模以下の場合は見積りによる積算又は最低金額等を設定して対応していただきますようお願いいたします。

【回答】

積算にあたっては、施工歩掛の適用範囲を確認して積算をしており、適用範囲から外れるものについては、見積等による積算を行います。最低保障実費に

よる積算はできません。

現在のペイント式区画線工は車載式の単価しかありませんが、発注者が4月1日から積算する工事については、車載式に加えて手動式の単価を設定します。

### 3、新たな「地域共同企業体制度」について 出雲

【建設産業対策室】

地域の下位ランクの建設業者は、特に技術者が少数で、受注機会が限られています。

地域を守る企業を存続させるためにも、小地域内での新しい共同企業体制度「地域共同企業体制度」を制定していただきたい。

1企業単位と地域JVとの同時登録を可能とし、地域の上位ランク業者と協力して入札参加できる制度を取り入れていただきたい。

【回答】

「地域を守る企業を存続させる」施策については、地域ごとの実情を踏まえて、入札参加資格者名簿・入札参加要件・発注手法の工夫など、入札制度全体の中で、引き続き研究していきます。

### 4、除雪オペレーターの育成について 大田【道路維持課】

冬季における道路の除雪は、地域住民の生活を維持していく上で欠かせない作業であり、建設業者がその役割を担っています。しかし、各企業とも除雪作業に従事する除雪機械の運転手が不足しており、高齢化が進む中で運転手の確保が重要な課題となっています。

鳥取県と日野郡3町の「日野地区連携・共同協議会」では、除雪オペレーターを確保するため、大型免許や大型特殊車両免許の取得費用の一部を助成する制度を設け、機械除雪に関心を持つ未経験者を発掘しようと取り組みを始めました。

3年後、5年後の大田市の除雪に支障がないように、今からオペレーターの育成を図っていく必要があると思います。免許等取得のための助成制度を設けることを検討いただきたい。

【回答】

除雪作業の担い手育成については、県としても課題と捉えており、他の自治体の取り組みや、業界からの意見を聞きながら、今回のご提案を含めて今後検討してまいります。

なお、免許等の取得に関しては、厚生労働省が行っている各種の助成制度の活用もご検討ください。

〈参考〉：厚生労働省

- ・ 教育訓練給付制度：ex. 大型免許、大型特殊免許の取得費の 20%を給付
- ・ 建設労働者確保育成助成金：ex. 車両系建設機械講習受講経費の 80%&賃金（企業へ助成）

#### 5、合材・砕石単価の山間部の区分について 浜田【土木設計基準G】

現在、浜田県土整備事務所管内の地区割りは、浜田1（浜田自治区、三隅自治区および旧桜江町を除く江津市）・浜田2（金城、旭、弥栄自治区）及び浜田3（旧桜江町）に分かれています。資材の種類によっては実態と乖離していることがあります。

例えば、割栗石のように、採石場がなくなり、同じ浜田1でも大きなかい離が生じたとか、アスファルト合材のように、プラントは概ね市街地に近い場所にあるため、広島県境付近の山間部の単価は浜田2との単価とも大きな隔たりがあり、単価の交渉がまとまらないこともあります。

つきましては、現行区分の更なる細分化等見直しをお願いいたします。

#### 【回答】

同一ブロック内で同一現場着単価を設定している資材については、各地区協会へ照会をしながら単価設定方法の見直しを検討していきますのでご協力をお願いいたします。

#### 2.円滑な設計変更対応について

発注者と受注者の対等でより円滑な関係。

収益性を阻害する要因（適正な設計変更並びに工事中止や工法変更等によるロスなど）の軽減。

- ①設計図書の不備への対応 ②現場と設計の不一致への対応  
③ワンデーレスポンスの推進 ④三者会議の適用促進 ⑤工事関係書類の簡素化

#### 1、ブロック積擁壁における岩着基礎の設計について 松江【土木設計基準G】

ブロック積擁壁設計基準（平成26年3月改正）に記載されている岩着基礎による施工の場合、記載されている方法では作業スペース（作業員の足場）が確保できずブロックの設置が困難であるうえ、岩床掘下面の不陸によりブロックを直接床掘面に設置できないため、均しコンクリートを打設後にブロックの設置を行っているのが現状です。（別紙参考）

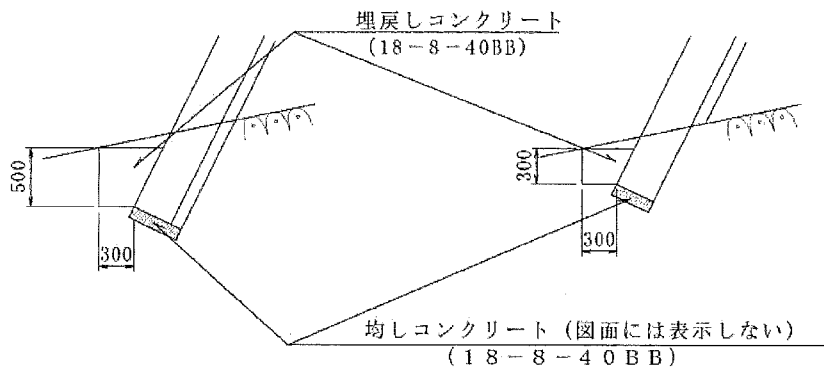
実態に合った施工可能な設計計上をお願いいたします。

#### 【回答】

平成 28 年 4 月 1 日から、設計基準を下図に変更して、発注工事に適用しま

す。

ただし、今年度末に設計業務が完了し平成 28 年度に発注する工事は、改定前の設計基準で発注することになっているため、実施にあたって岩着基礎部を新たな設計基準で施工する必要がある場合は、監督職員と設計変更協議を行って下さい。



軟岩 (I) の場合

軟岩 (II) 以上の場合

※河川護岸の場合は裏込めコンクリート不要

## 2、ブロック積擁壁における天端コンクリートの設計について 松江【土木設計基準G】

現在、ブロック積擁壁の天端コンクリート上に土羽を施工するようになっていますが、土羽(土砂)流出等の懸念があるため、設計の見直し、或いは土羽(土砂)の流出対策の検討をお願いいたします。(別紙参考)

### 【回答】

提案の趣旨はわかりますので、土羽(土砂)流出等の事例を調査し、原因等を検討します。

## 3、県産ヒノキ材合板型枠の取扱いについて 安来【農林設計基準G】

治山工事等において採用されている県産ヒノキ材合板型枠については、一般的なラワン材合板と比較して次のような施工実態がありました。

- ・切断面が特に裂けやすくボロボロになるため、合板の加工作業(裁断)がやり難い
- ・一度使用すると反りが生じる外、釘の効きも悪いため転用ができず、結果として耐久性に問題がある
- ・型枠組立施工にあたり、ラワン材合板は20cm間隔での釘打ちも問題ないが、ヒノキ材合板は5cm間隔でも反りが出る

- ・木の節が入っている部分は塗装面が窪んでいる
- ・材質が悪く水が浸透しやすいため、常に乾いた状態にする必要があることから養生に非常に気を使う
- ・Pコン部の食い込みによる出っ張りや反りの外、コンクリート表面が凸凹になるなど、構造物の仕上がりや、脱枠後のコンクリート表面の見栄えが悪い
- ・打設後に木の樹液のような黄色の汁が垂れる
- ・合板の値段が高い

これらの施工実態については発注者側の監督員にも同様のご認識を持っていただきましたが、県産木材の利用促進ということで一切、設計変更には応じていただけませんでした。

県産木材の利用促進の趣旨については十分に理解しているところですが、業者としては、公共事業という社会的意義の重要性から鑑みると、施工品質の確保を図ることを第一義的に考えながらの県産木材の利用促進と考えます。

したがって、構造物の品質確保が図れることが前提とならなければ、設計変更への柔軟な対応をお願いいたします。

#### 【回答】

森林整備課、林業課

木材の利用期を迎える中で、県では平成23年に「島根県木材利用率先計画」を策定し、県が整備する建築物、土木構造物等で県産木材の利用拡大に向け、全庁的に取り組んでいるところです。

その取組の一環として、県産ヒノキ型枠合板がコンクリート用型枠合板のJAS認定されたことで、平成26年7月から治山・林道工事で使用する現場打ちコンクリート構造物の型枠に県産ヒノキ型枠合板を全面使用していただいています。

ラワン型枠合板に比べるとヒノキ型枠合板は、施工品質（型枠組立の精度や強度）面で十分満足いただけていないと聞いておりますが、多くの現場で構造物の品質は確保され、施工（使用）に耐えられるものとなっております。

なお、合板メーカーによりますと、建設業者からのアンケート結果で指摘いただいた歪み、反りや波打ちなどの点については、製造工程を見直しJASを再取得されるなど、品質面の向上に努められており、平成27年8月以降出荷分から対応していると伺っています。

また、県内で塗装ラインが整備されたことで、今後価格を引き下げると聞いています。

今後も、品質の改善と向上に努めていきたいと思っておりますので、ヒノキ型枠合板による木材利用の拡大にご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。また、現場で改善・改良すべきことなどお気づきの点がありましたら、発注機関担当課へお願いいたします。

#### 4、道路維持管理業務委託における除草の処分費について 雲南

【道路維持課】【河川課】【企画調査G】

除草後の草は、集積運搬後に農家等へ処分するよう指示を受けていますが、昨今は牛馬を飼っている農家も激減し、処分に困っています。

草については、一般廃棄物とのことですが、市の処分場では引き取ってもらえず、止む無く自社の空き地等へ堆積処分していますが、既に処分先に困っている業者もいるのが実情です。

また、河川維持管理業務委託の木本類伐採後の処分は産廃処分されているので、対応がまちまちではないでしょうか。

当局におかれましては、除草処分先・処分費について統一な運用を示していただき、早急に周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

**【回答】**

道路や河川の維持管理で発生する刈草や木本類は一般廃棄物であり、畜産農家等への提供を除き、一般廃棄物として処理することとしています。したがって、産廃処分しているのは、本来の処分ではありません。

しかし実態としては、ほとんどの自治体で一般廃棄物の処理は自治体の処分場でのみ可能であるにも関わらず、刈草の引き取りは困難とする市町村がいくつかあります。

このような状況では当面、一般廃棄物として処理ができないものについては、場所を確保したうえで仮置きによる対応とならざるを得ないため、仮置き場の確保については協会にもご協力をお願いします。

今後、維持管理で発生する刈草や木本類の処分について、一般廃棄物行政を担当する市町村とも相談し、例えば、管内で刈草の処分ができる民間施設に一般廃棄物処理の許可を与えて処理する方法などについて、平成28年度内を目途に早急に検討を進めます。

**5、道路維持管理業務の除草単価及び経費について 雲南【土木設計基準G】**

県管理道路の除草は、除草・集積・積込運搬のいずれもが道路沿いの作業であり、危険防止に大変気を使うため作業効率が悪く、処分先にも年々苦慮しています。また、現場技術者を配置し管理を行うため、会社にも経費が掛かります。

現状の除草単価では非常に厳しい状況ですので、除草単価及び経費の増額をお願いいたします。

**【回答】**

除草工の積算についても、各現場の施工条件を十分勘案したうえで、積算基準による積算を行うよう職員を指導します。県独自で除草単価や経費を設定することはできません。

6、歩道用再生密粒度アスコン(2tダンプでの現着単価)の採用について 雲南  
【土木設計基準G】

現在の歩道施工で使用するアスファルト合材は大型ダンプでの現場着単価が採用されています。歩道施工は人力や小型機械であるため、アスファルト合材の搬送は2t～4tダンプを使用したり、現場近くで小型ダンプへの積み替えで対応しているためコストアップに繋がっています。(小型ダンプのチャーター代や積み替え台の運搬費等)

小型車割増単価もありますが、施工パッケージ積算の影響か設計では計上してありません。

歩道舗装の単価として、歩道用再生密粒度アスコン13mm(2tダンプでの現場着単価)を新設していただくようお願いいたします。

【回答】

この件の施工パッケージについて、国土交通省へ照会した結果、「アスファルト舗装(歩道部)の施工パッケージには、As合材の積替え作業や横取り作業は費用に含まれます。歩道舗装の場合、歩車道境界ブロック等が支障となり、10tダンプが進入できないことはよく想定されることであり、上記作業にかかる費用は、標準歩掛策定に係る施工合理化調査等の母集団に含まれていると解釈です」との見解でした。

県は、国の基準に準拠しており、同じ扱いをしています。

7、砂防・治山ダム工事及び足場工における積算について 雲南 【農林設計基準G】

①ダム工事の天端、水叩きなどの表面仕上げは金コテを行います。打設してから数時間後でないとは仕上げられず、ほとんどが残業での作業になることが多いのが現状です。そのため、通常の打設費以上の経費がかかります。

ダム天端・水叩きは、他の構造物と違い面積も広く仕上げの美観も求められるため、別途に表面仕上げの経費を計上していただくようお願いいたします。

【回答】

国土交通省中国地方整備局及び林野庁に確認したところ、生コンクリート打設歩掛の中に砂防・治山ダム工事の天端、水叩きなどの表面仕上げについては含まれており、仕上げの場所や金コテ等による仕上げ方法についての割増しの考え方はありません。との回答でした。

②足場工の手摺先行型枠足場等においては、足場材を損料として諸雑費で計上

してありますが、近年は経費節減のため足場材を自社で保有している会社はほとんどいません。

足場材は、リース、レンタルにより設置し、設置期間の賃料を支払っているのが現状です。特に足場設置面積が大きい工事等では、変更で足場材の設置日数が延びた場合、足場材損料の増額はなく賃料のみが増えるため、その分大きな赤字となります。

足場工の積算については、損料ではなく、材料の借上げ実日数で積算計上してもらいたいと思います。

**【回答】**

国土交通省中国地方整備局に確認したところ、「足場支保工」及び「橋梁補強工」の足場については、損料として計上しており、施工業者がリース契約により調達しても設計変更は行わず、また、足場の在場期間の長短における補正も行っていないとのことでした。

今回確認の際に、具体的事例をお話し、近年はリース契約による調達が多くみられることから、積算等について検討して欲しい旨、中国地方整備局に対し実情をお伝えしました。

なお、現在、他県からの要望も無く、歩掛改正は予定されていません。

**8、請負金額の変更対応について 出雲【土木設計基準G】**

国交省では工事請負契約における受発注者間の双務性向上の観点から、総価契約単価合意方式にて請負契約をし、変更金額決定の対応等が円滑になるよう図られておられます。また、この方式では当初契約に無い新規工種については、官積算単価(100%)にて積算されます。

県工事においても、より受発注間で納得いく変更契約が行われると思いますので、ぜひ導入を検討していただきたい。

**【回答】**

昨年度も同様な質問があり、「島根県は受注者と総価で契約を行っていますが、国土交通省は、これに加え単価についても協議により合意することとしています。契約方式が異なるため国土交通省と同様な措置を行うことについては、現在考えていません」と回答しました。今年度の状況は、昨年度と同じであるため、昨年度の回答に変更はありません。

なお、昨年度の会議で回答しました他の自治体の調査については、中国地方の他の4県も、本県と同様な対応をしているとの結果でした。

また、同じく回答しました主たる工種の部分中止への対応については、県の積算基準の定めにより、「請負者から、主たる工種の部分中止に伴う増加費用

等の請求があった場合は、その部分中止に伴う工期延期の必要性を検討し、必要があれば適切に設計計上すること」とし、職員に周知しました。

9、市場単価にある鉄筋工の鉄筋スペーサーについて 出雲【土木設計基準G】

市場単価にはスペーサーを含む単価となっていますが、弊社が近年受注した公共土木工事のコンクリート構造物の鉄筋工事を専門業者に見積り依頼しますと、必ず鉄筋加工組立とスペーサーを分けて見積もりしてあり、それぞれの単価が55,000円～70,000円/tと5,000円～15,000円/tになり、合わせて最近の設計市場単価55,000円/tの1.1倍～1.5倍に上ります。

スペーサーは市場単価に含まれていますが、実情と乖離しているので調査方法等について改善をお願いいたします。

【回答】

積算価格と実取引価格との間に、かい離がみられる事例については、情報提供願います。その内容については、国土交通省に伝えます。

10、中層混合処理工の運搬費等について 出雲【土木設計基準G】

県工事の積算では、中層混合処理工における施工機械及びプラント関係設備の分解・組立・運搬費は一般的な大型バックホウ(0.8m<sup>3</sup>、20t未満)のみの計上(積算は共通仮設費率にて計上、県外業者見積もりでは約20万円)となっておりますが、専門業者の見積もりでは機械等運搬費が130万円(施工場所出雲市内)、分解・組立費が50万円になっており、大変な相違があります。

現在、近隣市町村に専用機械所有業者はありませんので、県外からの機械運搬を採用して頂く等、実態にあった積算計上をお願いいたします。

【回答】

県の積算基準では、中層混合処理機の分解・組立・運搬費については、積上計上することとしています。積上計上するよう職員に徹底します。

11、設計図書の不備への対応について(発注図面の適正化) 隠岐

【工事品質管理S】

県におかれては、工事設計図書における設計不備等への対応として、測量設計業界等との合同検討会を設けられるなど、鋭意、設計図書等不適切事案発生の防

止に努められているところであります。

しかしながら、依然として設計図書等の不適切な事案が見受けられているところであり、そこで、この設計不備等への対応の一案として、測量設計業務委託の成果品(工事設計図書等)が、工事発注後において現場との不一致等が見受けられ、この不一致等が請負契約約款上の『「設計図書の照査」の範囲を超える事項』に該当する場合は、測量設計受託業者の責任(かし)として、即刻、修正設計図書等を作成するようご検討をお願いいたします。

**【回答】**

- ・ 提案の修正設計図書等の作成については、その原因(責任)の所在により対応は異なるが、発注者の責任で行うべきもの。
- ・ 「設計図書の照査」により設計不備等が見つかった場合は、島根県公共工事契約約款第19条第1項により、工事受注者が監督職員に通知・確認請求を行ってください。この際の共通仕様書で定める工事受注者からの資料提出については、照査の結果の確認のための資料となるので、必要書類の提出をお願いします。
- ・ 修正設計図書等の作成が必要となった場合、工事受注者に費用負担を求めることがないように、また、修正期間の短縮を図るよう継続して職員の指導を行う。

**12、土木工事に伴う支障物件等の早期移転に関して 隠岐 【工事品質管理S】**

土木工事の発注後において、工事に伴う支障物件(電柱等)などの移設が遅延し、工事の工期完了に支障を来すことがあります。発注後の土木工事が円滑に行えますよう、支障物件移設等の手続きを工事に先行していただき、物件移転が早期に完了するようお願いいたします。

**【回答】**

- ・ 工事発注にあたっては、支障物件の関係機関に対し移転先、移転時期の協議を申し入れ、早期の移転に努めている。
- ・ 止むを得ず、工事着手以降に移転せざるを得ない場合は、協議により決定した移転予定時期を特記仕様書(施工条件書)に記載することとしている。  
(例) 移転先の地盤高さが変わる場合(道路の路肩、民地の盤上げ、等)
- ・ この場合、受注者の作成する施工計画書により、移転時期を協議・決定する必要があるため、監督職員との綿密な協議をお願いします。
- ・ また、工事着手後も、工程情報の共有を心懸けていただくようお願いする。

(例) 幹線電柱(停電の手続き)、共架電柱等については、遅延例が多い。

13、下水道工事におけるTVカメラ搭載車運搬費用の設計計上について 隠岐  
【下水道推進課】【土木設計基準G】

町発注の下水道工事における下水道管のカメラ試験を行う場合、本土からTVカメラ搭載車をカーフェリーで運搬することになります。

この運搬費用は積算基準の共通仮設費率分に含まれるとの県の指導であります。島内に無い特殊機材でありますので、この運搬費用を別途設計計上していただきますようお願いいたします。

**【回答】**

積算基準において、技術管理費で現場条件により積み上げ計上を要する費用として「下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用」とあり、島内に機器が無い場合は海上輸送費の計上ができると考えております。また、このことについては隠岐の町村に伝えます。

**〈H26 会議の宿題〉**

海上輸送費の内訳(海上輸送分と島内陸上輸送分との分け)の公表について

昨年度の会議で検討事項としておりました標記について回答します。

県では、建設資材を本土の港から隠岐の現場着までの輸送に要する費用を、海上輸送費として単価設定しています。その費用は、調査会社の調査結果により設定しています。

調査会社が、建設資材の輸送シェアのほとんどを占める「隠岐島内航海運協業組合」にヒアリングを行った結果、「海上輸送費は、現場着単価として設定しており、海上運賃と陸上運賃とを分けて設定していない」との回答でした。

**3.労務単価の設定方法について**

- ①適正な設計労務単価の設定について
- ②離島の設計労務単価の新規設定について

1、ガードマンの費用について 浜田 【土木設計基準G】

ガードマンの費用の設計と実態の相違がまだまだ大きいため、さらなる費用の積み上げをお願いします。

ガードマンの費用は本人に渡される給料のみを計上し、ガードマン会社の費用は

工事の諸経費で見ると聞いていたことがあります。その場合、工事の規模によって諸経費率が違いますので、異なることになります。

実態はそれ以上の費用がかかり、持出し費用が大きくなっています。(実態 14,000～14,500円)

より実態に近い単価にするためには、我々が実際に警備会社に払う費用を直接工事費に計上し、諸経費の対象外としてはいかがでしょうか。

**【回答】**

国は、平成28年2月から適用する島根県の交通誘導警備員A及びBの設計労務単価を、それぞれ11,700円及び10,000円と決定し、県も同日付で適用しました。また、国は、労務費と必要な経費の合計額を、それぞれ16,500円及び14,100円とホームページに掲載しています。

交通誘導警備員の積算についても、国の積算方法に準拠しています。交通誘導警備員の積算は、共通仮設費の安全費に積上計上することとなっています。県独自で積算方法を設定することはできません。

**2. 労務単価について 浜田【土木設計基準G】**

労務単価については、法定福利費相当額の加算や入札不調状況に応じた補正等、単価算出手法の大幅な変更により、平成25年に大幅に引き上げていただき感謝申し上げます。とはいえ、ピークの平成9年度と比べ87%に回復したに過ぎず、建設業の安定性を考えたとき、技術者の育成や福利厚生に割ける費用には自ずと限界があります。

現在、普通作業員は13,900円ですが、20年程前でも16,700円の時代もあり、この程度の単価がないと地域を支える建設業を維持することはできないと思います。

つきましては、平成25年度のように政策的な労務単価の上昇をお願いいたします。

**【回答】**

設計労務単価については、国が今年2月1日に改定を行い、県も同日付けで改定したところです。これにより島根県の設計労務単価は、平成25年度から4年連続して上昇し、全職種平均で平成24年度に比べ28.1%増となっています。

普通作業員は、2月1日改定により14,800円となり、ピークであった平成10年の16,700円の89%に相当します。設計労務単価は、例年10月に実施される労務費調査により国が決定するため、県が独自で単価設定することはできません。

4.その他

1、下請負人通知書について 浜田【建設産業対策室】

本年4月から、金額にかかわらず全ての工事に施工体制台帳の提出が義務づけられました。施工体制台帳に添付する《下請人に関する事項》と別途提出していた「下請人通知書」は「代金支払」欄以外はほとんど内容が一緒であり、それも施工体制台帳に追加すれば済むことでありますので、提出書類軽減の観点から、新たな統一書式の作成をお願いいたします。

【回答】

県の定める「下請負人通知書」（様式第30号）は、ご指摘のとおり、建設業法施行規則で定められる「施工体制台帳」及び「再下請負人通知書」の記載事項と重複する項目があります。

施工体制の的確な把握、県内下請業者使用の確認、適正な下請契約の確認のため、「島根県公共工事共通仕様書」において「下請負人通知書」の提出を求めています。書類作成負担軽減の観点から、「施工体制台帳」及び「再下請負人通知書」で確認できる項目については省くよう、様式の簡略化を検討してまいります。

2、主任技術者等に対する知事表彰について 大田【工事情質管理S】

「島根県優良工事表彰要領」第4条第1項の規定に基づき、工事成績が優秀な建設業者に対して「知事表彰」が行われているが、知事表彰を受けた工事の主任技術者（監理技術者）に対しては、なぜか「所長表彰」が行われている。

知事表彰を受けた工事の主任技術者等に対しても要領にある「優秀建設技術者表彰」として「知事表彰」を行っていただきたい。

【回答】

優秀建設技術者表彰は、平成19年度から実施しており、「知事表彰および所長表彰に選定された工事に携わった建設技術者」を、所長が表彰している。

- ・ 優良工事表彰については、所長表彰対象工事のうち「特に優秀な工事」を知事表彰するという二段階の審査を行っている。
- ・ 優良工事知事表彰は、工事成績、難易度、他工事の成績、安全対策などを総合的に評価して、その功績が特に顕著な建設業者を表彰している。

- ・ 技術者表彰は、二段階審査を行わず、知事表彰および所長表彰に選定された工事に携わった建設技術者の全てを所長表彰対象としている。
- ・ ご意見を伺い、今後の制度見直しの参考とさせていただく。

1.地域を守る建設業者存続のために

「地域とともに、地域のために」真面目に努力する優良な企業が生き残れるための

①入札契約制度へ移行②不良不適格業者の排除。

- ①担い手3法の周知・徹底
- ②計画的な発注(平準化等)
- ③適正な工期設定(週休2日制反映等)
- ④適正価格による受注の確保(低入札調査基準価格の更なる引き上げ等)
- ⑤過当競争の排除(ペナルティの強化等)
- ⑥最低制限価格制度の拡大(1億→2億)
- ⑦歩切の根絶
- ⑧適正な地域要件の設定(地元業者への優先発注等)

1、入札参加資格審査申請について 仁多

主観点のうち工事成績の項目において、建築一式工事实績に伴う加算点の有効が現行5年以内となっていますが、建築工事の少ない地域を考慮して、例えば7年とか10年以内とかに延伸していただきたい。

奥出雲町内業者5年間の工事实績

平成27年度9月現在	B級1件
平成26年度	0件
平成25年度	A級1件
平成24年度	A級1件
平成23年度	0件

【回答】

入札参加資格審査における「特別点数」のなかの「工事成績評定点」については、土木一式では過去3年間に受注した県の土木一式工事を、建築一式では過去5年間に受注した建築一式工事を対象に評価しています。これは、県工事のうち、土木一式工事に比べて建築一式工事の発注件数が少ないことを考慮して差をつけているものです。

対象期間については、次のような課題があり、現在のところ延伸は困難であると考えます。

- ① 現在の企業の技術力を評価する指標として、5年を超える過去の実績を評価することの妥当性
- ② 全県に関わる事項であり、これにより県内の企業全体の点数が上昇することが予想され、結局 A～C 等級の区分けの点数が引き上げられる可能性がある
- ③ 県有施設が少ない地域は、当然に建築一式工事の県の発注件数も少ない

つきましては、今後、県の建築一式工事の発注件数の推移や各地域の建設業者の受注状況、各格付けの業者数の推移などを注視していきたいと思えます。

## 2、計画的な発注と適正な工期・単価設定について 出雲

技能労働者の不足が年々深刻化しており、雇用基盤の強化が益々重要になっています。賃金の引上げ等による労働条件の改善と、技術者・技能労働者の育成に向け継続的な事業量が確保できるようお願いととも、工事の発注時期の平準化、適正な工期による発注をお願いたします。

### 【回答】

本県においては、公共工事の事業量の動向が、地域の建設産業の経営や技術者や技能労働者の育成や確保に大きな影響を及ぼすものと承知しています。

県の建築工事については、各県有施設の管理部局が事業を計画し、予算を計上した後に、営繕課に対して工事の執行を依頼する仕組みです。

このように、営繕課は県の中長期的な建築工事の予算確保については、主体的に関与できませんが、各施設管理部局が次年度以降の予算要求を行う際には、事前に当課に対して予算設計の依頼があります。この機会を捉えることにより、事前に調整を図り、債務負担行為の活用などにより、年度による発注時期の平準化や適正な工期の確保等が出来るよう努めていきます。

一方、知事部局の施設で計画的に実施する修繕工事については、今年度から、その予算を各施設管理部局ごとではなく、管財部局において一括して確保しています。(来年度からは、警察本部の施設も含む。)

これにより、修繕工事については、前年度設計を利用するなどして、年度内における発注時期の平準化や適正な工期の確保を図っていきます。

### ※建築住宅課(県営住宅)

技能労働者の不足については、県でも十分な認識を持っており、今後の建設業の人員確保の観点から、業界と協力し労働条件の改善についての取り組みを強化していくことが重要であると考えています。

発注時期の平準化については、品質確保の観点からも、前年度設計の活用及び営繕部局との事前協議等により、可能な限り工事の発注時期の平準化及び適正な工期による発注に努めたいと考えます。

3、島根県が行う支援事業の拡充について 邑智

現在、島根県における建築住宅への支援事業は、「しまね長寿の住まいリフォーム助成事業」「石州瓦利用促進事業」「しまねの木”建築利用促進事業」「島根県地域優良賃貸住宅」等々、多くの事業が展開され、我々も積極的に制度の活用に努めているところでございます。

しかしながら、若者の都市部への流出には歯止めがかからず、毎年人口は減少し、将来的には限界集落へ移行するのではという危機感を抱いております。

つきましては、市町村が行っております事業と県合併にて、更なる支援事業の拡充・拡大(全国でも類をみない程の)の施策をお願いいたします。

【回答】

※建築住宅課

「しまね長寿の住まいリフォーム助成事業」については、来年度においても今年度と同様の規模の助成制度を継続する予定としており、皆様の積極的な活用をお願いする次第です。

「石州瓦利用促進事業」については石見部の各市、「しまねの木”建築利用促進事業」については県農林水産部局による助成制度ですが、地場産業の振興の観点から、今後も継続して取り組んでいくと聞いています。

「島根県地域優良賃貸住宅」についても、引き続き積極的な制度の活用をお願いします。

また、平成28年度からの「しまね定住促進住宅整備支援事業」については、以下のとおりです。

しまね定住促進住宅整備支援事業

メニュー ( )内はH28 予算措置額	補助対象	補助率	上限額 [ ]は隠岐単価	主要な要件
①新築事業 (65,700 千円)	住宅新築に要する額 (設計監理費、外構工事、解体費、造成費含)	1/5	350 [400]万円 + 県産材 50 万円 石州瓦 7 万円	管理期間 10 年以上 床面積 25~125 ㎡ 収入制限なし 住宅性能評価取得
② 空き家改修事業 (52,500 千円)	住宅改修に要する額 (調査費、設計監理費、外構工事、解体費含)	1/2	350 [400]万円	管理期間 10 年以上 収入制限なし 耐震診断義務化
③空き家利用促進事業 動産処分	市町村負担額	1/2	5[10]万円	事業後に空き家バンク登録要

【建築委員会】

(4,500 千円)				
ハウスクリーニング			5 [10]万円	
④ 空き家適正 管理事業 (2,700 千円)	市町村負担額	1/2	6 万円/年	空き家バンク登録住宅 のみ対象

4、積算等に係る事項について 松江

低い技能労働者賃金の向上の為に、建築施工単価、県単価を採用することが不適切と思われる場合は、3社見積を取るなど、適正な実勢単価での設定をお願いいたします。

【回答】

県においては、昨年度に引き続き、国に併せて、この2月に「営繕工事設計労務単価」を改定しました。(島根県単純平均3.7%上昇)

これまで、予定価格の設定においては、最新の単価を適用するために、時期を適切に捉えて営繕工事設計標準単価を改定し、そのうえで積算することとしています。

さらに、地域の実勢を的確に把握し、営繕工事設計標準単価や物価資料単価が実勢価格と乖離しているおそれがある場合には、専門工事業者等から見積りを徴収するなどして、適切な単価の設定に今後とも努めます。

また、関係団体の皆様に対しては、適宜、下請契約の適正化や技能労働者の賃金水準の引き上げ等について、適切な対応をお願いしているところです。

5、離島の公共工事設計積算(建築工事)は「見積書」を徴取して積算に反映願いたい。 隠岐

隠岐島においては、島内の技能職人等の不足から、職人を確保できない時は、本土からその職人を確保し工事を行うこととなります。

県におかれては、島前、島後それぞれに在住する工種ごとの技能者の数を確認され、一定数に達しない職種については、宿泊費を加算されるとのことですが、現実的には、島内に在住する職種であっても、職人の確保が困難な状況であります。

特に島前地区では、更に困難な状況となっており、技能職人を島外に頼らざるを得ませんが、旅費宿泊費が設計計上されない、或いは変更で加算されていないのが現状ではないかと思えます。

そこで、県で行われている技能者数の確認において、「一定数」とはどの程度の数を言っておられるのか、現在、宿泊費等を加算している職種は何であることをお示しいただきますようお願いいたします。

また、以上の問題を解決していただくために、離島における公共工事設計積算は、その工種等において「見積書」を徴取していただき、適正な設計積算として反映していただきますようお願いいたします。

**【回答】**

県の営繕工事設計労務単価においては、島前、島後それぞれに在住する工種ごとの技能者の数を確認し、一定数に達しない職種については、宿泊費を加算しています。

この区分けについては、概ね 5 人を目安としています。ただし、職種によっては、小規模工事しか対応できない場合、また、公共工事での施工経験が少ない場合など、5 人を超える場合でも、加算の措置をしているものもあります。

加算していない職種については、島前地区では、作業員(特殊・普通・軽)、運転手(特殊・一般)、配管工など、島後地区では、これに加えて、大工、型枠工、左官、内装工、電工などです。

今後とも、実情に応じた適正な労務費の設定に努めていきます。

また、単価については、隠岐地区では、そもそも物価資料単価が使用できないため、一般的に見積単価を使用する割合が相当に高くなっていますが、今後とも地域の実勢を的確に把握し、見積単価をさらに有効に利用し、適切な積算に努めていきます。

**2.円滑な設計変更対応について**

発注者と受注者の対等でより円滑な関係。

収益性を阻害する要因(適正な設計変更並びに工事中止や工法変更等によるロスなど)の軽減。

- ①設計図書の不備への対応
- ②現場と設計の不一致への対応
- ③ワンデーレスポンスの推進
- ④三者会議の適用促進
- ⑤工事関係書類の簡素化
- ⑥市町村への支援について【建築】
- ⑦参考数量の責任数量化【建築】
- ⑧特定材料等の設計見積り書の開示【建築】

**1.設計段階での特記仕様書・設計図の精査について 雲南**

特記仕様書に記載されている内容と、実情が合わないことがあります。

例えば、公共建築木造工事標準仕様書【平成22年版】では、構造材の含水率が20%以内でありましたが、【平成25年版】では特記によるとあり、特記で15%以内と記載がありました。

工期内で構造材の確保～自然乾燥～刻み加工～現場納入は厳しいので機械乾燥が一般的です。

機械乾燥をかけ15%まで含水率を急激に落すと、樹種によっては割れが発生し使い物にならなくなります。

工事では協議により変更していただきましたが、設計・積算段階において設計事務所等からの成果品に対して、更に細かいチェック・ヒアリングをして、実情に合った設計・積算をしていただきたい。

**【回答】**

設計図書については、現場状況の把握や施工条件の精査を行い、施工方法等を十分に検討したうえで、適正に表現することを徹底していきます。

あわせて、積算についても、この設計条件を勘案し適切に行っていきます。

**2、仮設工事の計上について 浜田**

仮設工事の費用については、ほとんどが共通仮設費に率計上されていますが、現場条件により仮設電源設備(トランス等)や揚重機(レッカー車等)等が明らかに必要と思われるものについては、指定仮設(積み上げ分)として計上していただきたい。

特に、型枠については、人手不足のため下で組み、吊り上げるのが実際の施工方法であるので、指定仮設として揚重機を計上していただきたい。

また、仮設工事費の費用は率計上の他、施工単価に含まれている場合もありますが、どのように区分されているかご教示願います。

**【回答】**

仮設工事費については、現場の実情に応じて、直接工事費のなかで積み上げるほか、共通仮設費において、率計上及び積み上げにより算定を行っています。

特に、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算するようにしています。

揚重機械器具に要する費用については、現場ごとに、敷地条件、前面道路の交通条件、工期などに応じて、共通仮設費において適切に積み上げて計上するように努めていきます。

また、工所用電気設備の費用は、通常は、共通仮設費の率計上の中に含まれています。

一方、仮設工事には、「任意仮設」と「指定仮設」があり、仮設の任意性を前提と



しながらも、発注者の仮設計画に関する考え方を明確にしなければならないケースがあり、これを「指定仮設」としており、この場合は設計図書に条件として明示するようにしています。(例:仮囲い、工事用出入口、仮設道路の整備、借地料、交通誘導員等)

今後とも、現場実態を反映した仮設工事費の算定と適切な条件明示に努めていきます。

また、仮設工事の単価以外の施工単価で、そのなかに仮設工事費が含まれている場合があります。仮設工事費を別に計上するかどうかは、それぞれの単価の施工条件において仮設工事費が包含されているかどうかで、判断しています。

### 3.労務単価の設定方法について

- ①適正な設計労務単価の設定について
- ②離島の設計労務単価の新規設定について

#### 1、適切な労務単価の設定について 浜田

職人の数が全国的に少なくなっている状況の中、県内も同様であり、とりわけ西部地区の不足は深刻であります。特に、躯体や一部仕上げ(軽量鉄骨下地)を行う、型枠工、鉄筋工、内装工は仕事が集中した場合、西部地区で確保することが困難であり、東部地区や広島等の県外から来てもらわざるを得ない状況にあります。

この場合、県の設定単価に交通費等をプラスしたものを要求されますが、背に腹は代えられず、泣く泣く応じているところであります。については、次の事項について格段の配慮をお願いいたします。

- ① 明らかに、県の労務単価と実勢価格が乖離していると認められる場合は、施工業者から見積りをとるなど、より実態に即した単価としていただきたい。
- ② 大規模プロジェクト事業や特殊な改修工事等については、実態を調査し、その工事独自の労務単価を設定していただきたい。
- ③ 県内の下請業者優先については、職人不足を考慮し、例外扱いできる職工をあらかじめ定めておいていただきたい。

#### 【回答】

##### ①・②

予定価格の設定においては、最新の単価を適用するために、時期を適切に捉えて営繕工事設計標準単価を改定し、そのうえで積算することとしています。

さらに、地域の実勢を的確に把握し、営繕工事設計標準単価や物価資料単価が実勢価格と乖離しているおそれがある場合は、専門工事業者等から見積りを徴収するなどして、適切な単価の設定に今後とも努めます。

特に、特殊な製品や工法を採用する場合や対応できる製造者が限られている場合には、専門業者から見積を取り、その内容を十分に精査のうえ、実勢価格を適切に反映した単価を設定するよう努めます。

③ 現在、施工時期が合わず工期内に竣工しない場合等、工事の適正な実施に支障をきたす場合は、その理由を書面で提出し、監督職員の確認を受ければ、県外企業に下請させることができることとしています。

県内調達(県内下請業者)については、県内企業の育成・保護のために規定しているものであり、あらかじめ例外を規定する考えはありませんが、適宜、地域の実情に応じて対応していきたいと思えます。

1. 労務単価の設定方法について

- ① 適正な設計労務単価の設定について
- ② 離島の設計労務単価の新規設定について

1、労務単価の更なる引き上げについて 松江

労務単価の改正により少しずつ改善されてきているものの、技能技術者の不足や物価の上昇に伴う積算単価は、まだ実勢の価格に追いついてきていないのが実状です。

引き続き、見直しを図っていただきたいと思います。【土木設計基準G】

また、安定した受注を確保することが難しい状況である中、継続的な発注と公共事業の安定的な予算確保をお願いいたします。【土木総務課 企画調整S】

【回答 土木設計基準G】 土木3-2に同じ

設計労務単価については、国が今年2月1日に改定を行い、県も同日付で改定したところです。これにより島根県の設計労務単価は、平成25年度から4年連続して上昇し、全職種平均で平成24年度に比べ28.1%増となっています。

普通作業員は、2月1日改定により14,800円となり、ピークであった平成10年の16,700円の89%に相当します。

設計労務単価は、例年10月に実施される労務費調査により国が決定するため、県が独自で単価設定することはできません。

【回答 土木総務課 企画調整S】

島根県では、発注・施工時期の平準化を図るため、今年度、工事を債務負担行為により発注する県債を確保しました。県債については、来年度以降も確保し、年度当初の工事量を確保するなど、発注・施工時期の平準化に努めます。

また、公共事業の安定的な予算確保については、県民の安全・安心の確保や地方の創生を図るため、社会資本の整備を計画的に進める必要があります。今後も中長期的に公共事業費を確保することが必要であることから、国に対して、必要な予算を十分に確保し、地方に重点配分することを要望していきます。

2、人材確保の為の労務単価について 出雲 【土木設計基準G】

建設業界において、人材不足を解消する為にいろいろなイメージアップ等、島根県としても取り組んでいただいておりますが、その中でも賃金の向上は必要不可

欠と考えています。

平成25年度より、それまで低迷し続けた労務単価が向上しつつありますが、ピーク時に比べてまだまだ低単価が現状です。労働者低迷に歯止めをかける為にも、更なる向上をお願いいたします。

**【回答】 土木3-2に同じ**

設計労務単価については、国が今年2月1日に改定を行い、県も同日付で改定したところですが、これにより島根県の設計労務単価は、平成25年度から4年連続して上昇し、全職種平均で平成24年度に比べ28.1%増となっています。

普通作業員は、2月1日改定により14,800円となり、ピークであった平成10年の16,700円の89%に相当します。

設計労務単価は、例年10月に実施される労務費調査により国が決定するため、県が独自で単価設定することはできません。

**3、離島の設計労務単価の新規設定について 隠岐【土木設計基準G】**

離島での生活は、物価が高い、高度医療の本土診療、専門学校や大学等への本土進学、スポーツ等の遠征や大会参加等々、また、建設業界においても、講習会・研修会等への参加、技術者資格取得など、本土での生活と比べ、多岐の負担を強いられるところでもあります。

このような背景の中、離島隠岐における人材確保が非常に困難な状況となってきました。

現在、工事費積算においては、離島の特殊性に鑑み、諸経費の率分、或いは離島補正值等の対応により積算がなされているところではありますが、工事内容や施工時期によっては技能者等が隠岐島内で確保出来なく、島外からの確保による負担増となっており、人材確保が大きな課題となっています。

このことから、昨年、離島の人材確保と経費負担軽減のために、離島労務単価設定についてお願いしたところではありますが、県では、離島がある他県の対応について調査を行うとの事でありました。その状況についてお知らせいただくと共に、引き続き、離島労務単価設定について、国へ働きかけていただきますようお願いいたします。

**【回答】**

昨年度は、この議題に関して、「本土から労働者を確保する場合の旅費宿泊代は、共通仮設費の営繕費および現場管理費の率分、並びに共通仮設費及び現場管理費の離島補正值に含まれている」と回答したところです。

このことについて、離島を有する他の都道府県は、島根県と同様な対応をしています。

隠岐を含む島根県の設計労務単価は、例年10月に実施される労務費調査に

より国が決定するため、県が独自で離島の単価設定することはできません。

また諸経費の補正のあり方については、既に中国地方整備局から国土交通省本省に伝えていただいています。

## 2.人材の確保・育成について

### ①若年入職者の確保

＝中長期的な計画に基づいた一定規模の公共事業予算の確保

### ②現場見学会、人材確保育成推進協議会

### ③地域人づくり事業(「企業説明会」「若手技術者資格取得支援講習会」)

### ④建設産業担い手確保・育成コンソーシアム(地域連携ネットワーク構築支援事業)

### ⑤若者が生涯を託せる魅力ある業界づくり

＝イメージアップへの取組み(広報活動の推進)

## 1、若手人材確保、建設業のイメージアップについて 松江【建設産業対策室】

今後の建設業を担う若手技術者の育成・確保は業界全体の大きな課題です。

各企業においても、それぞれに努力して取り組んでいるところですが十分ではありません。

このところ、マスコミ等を通じて、建設現場で活躍する女性職員を取り上げていただいています。これを一過性とせず、また様々な視点から若者に対して、魅力ある建設業界のイメージアップについて更なる広報活動、情報発信にご協力をお願いいたします。

### 【回答】

少子高齢化が進む中で、将来にわたって社会資本の品質を確保していくためには、その担い手となる若年技術者・技能者を確保・育成していく必要があります。

このため島根県では、行政と業界が協働して以下の取組を実施してきました。

(1) フェイスブックなど各種広報媒体を活用した魅力発信

(2) 現場見学会や現場体験事業などの実施協力

(3) 建設業合同企業説明会の開催

(4) 若手技術者資格取得講習会の開催

(5) 「女性が活躍できる建設業」地域協働推進事業への参画

県としては、今後も必要な事業を継続していくとともに、新たに創設される奨学金減免制度の活用や教育訓練の充実強化など、若者や女性の入職・定着・育成に向けた取組を関係機関と連携して推進して参りたいと考えます。

2、しまね障がい者就労応援企業(しまねゆめいくカンパニー)の評価について 安来【公共事業調整S】

当協会では多くの会員を始め、一体的に運営している事業協同組合としても建設業団体として本制度の認定を受けるなど、協会員及び管内の重度障害者多数雇用事業所とも連携し、障がい者雇用や障がい者の自立支援等への取り組みを一丸となって推進しているところであります。

現在、しまねゆめいくカンパニーについては、入札参加資格審査申請における特別点として加点措置が設けられていますが、企業の社会的評価を高めるという認定制度の趣旨・目的に鑑み、総合評価方式における評価対象としていただくなど、幅広い活用についてご検討をお願いいたします。

**【回答】**

「しまねゆめいくカンパニー」は、1. 障害者雇用 2. 障害者就労支援事業所等からの購入 3. 重度障害者多数雇用事業所からの購入 の3つの認定基準のうち、いずれかに適合すれば認定を受けることができます。

認定基準(1)は、「障がい者の雇用の促進等に関する法律」を超える障がい者の雇用です。認定基準(2)及び(3)は、商品・サービスの購入により判断されます。

島根県の総合評価においては、「法」を超えるものを加算評価対象としているので、認定基準(2)(3)で認定された企業をその対象とすることはできません。

3、休日の確保について 出雲【港湾空港課】

港湾工事においては、気象条件(風・波)により作業が大きく左右されるので、休日確保できるような工期設定をお願いしたい。

**【回答】**

工期設定にあたっては、積算基準に基づき、実作業日数に休日・荒天日等の日数を考慮し、定めています。

なお、波浪等の影響を受ける工事の早期発注に引き続き務めてまいります。

4、人材の確保・育成に関する事業 邑智【建設産業対策室】

若手従事者の資格取得には、島根県・島根県建設業協会においても色々特典・制度が設けられていますが、地方における労働者確保には大変苦勞しており、他業種を定年した人材も、大切な労働力になっているのが現状であります。

つきましては、若手以外の資格取得にも、助成等の制度を設けていただくようご検討方をお願いいたします。

【回答】

少子高齢化が進む中で、将来にわたって社会資本の品質を確保していくためには、若年技術者・技能者を確保・育成するとともに、技術・技能を有する方  
にできるだけ長く働いていただくことも重要と考えます。

中高年齢者の資格取得支援につきましては、現状や業界団体の意見を踏まえて今後研究して参ります。

3.その他

1、入札参加資格審査における消防団協力事業所の加点について 仁多

【建設産業対策室】

地域において若者、青年層を中心に組織されている消防団に対する住民の期待は大きく、無くてはならない存在であります。それ故、県内市町村においても「消防団協力事業所表示制度」が導入されており、事業所の理解と協力は必要不可欠であります。

また、消防団員を多く抱えている会社は人材の確保育成の面からしても優れていると思われれます。

そこで、消防団協力事業所と認定される場合、総合評価方式においては加点対象項目にあげていただいておりますが、入札参加資格審査においても加点対象項目としていただきたい。

【回答】

県内19市町村のうち、当該事業所認定制度を導入しているのは、16市町村であり、未導入の3市町村（注）に存する建設業者は、認定の条件を満たしていても、認定を受けることが出来ない状況にあります。

従って、県内全域を対象とする入札参加資格審査において、加点項目への追加を検討する状況にはないと考えます。

《注》：飯南町・美郷町・吉賀町